

各制度のお取扱いについて

必ずお読みください。

(友の会ライフ保険(75歳型)、疾病入院特約(2001)、元気回復サポート保険、入院費用給付金、女性疾病給付金、健康づくりサポート)

保険期間

ご注意

友の会ライフ保険(75歳型)、疾病入院特約(2001)、元気回復サポート保険、健康づくりサポートと入院費用給付金、女性疾病給付金の満期日は生年月日によって異なる場合があります。

75歳まで

※友の会ライフ保険(75歳型)、元気回復サポート保険の保険期間は、加入日から加入者(被保険者)が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

※疾病入院特約(2001)の保険期間は、加入日から加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。

※入院費用給付金、女性疾病給付金の保険期間は、1年間(2022年11月1日~2023年10月31日)で、以後、75歳まで毎年1年毎に更新します。

※一般財団法人公立学校共済組合友の会会員の間

保険料の払込み

退職共済年金または老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます。)より、2カ月分の保険料を2カ月ごと(10月、12月、2月、4月、6月、8月)に年6回差し引かせていただきます。

ただし、年金が支給される年度までは、「移行(加入)手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回(10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>)保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。

なお、保険料を年金から差し引くことができなかった場合には、一般財団法人公立学校共済組合友の会から保険料払込についてのご案内をお送りしますので、最寄の金融機関よりお振込ください。初回は10月定期支給からの控除となります。

※障害共済年金および障害厚生年金、遺族共済年金および遺族厚生年金からは控除できません。

申込方法

新規の加入はできません。脱退を希望する場合は、友の会フリーダイヤル(0120-122-169)までご連絡ください。

脱退の取扱い

●死亡脱退・高度障害保険金の支払いによる脱退・特定疾病保険金の支払いによる脱退

支払事由が発生した次の月以降の保険料(未経過保険料)は返金となります。本人の支払いによる脱退の場合、配偶者も同時脱退となります。

●任意脱退

脱退を希望される方は、脱退手続きに必要な書類をお送りしますので、友の会までご連絡ください。「脱退申出書」の提出期限は毎月末日となっておりますので、ご留意ください。なお、毎月末日に「脱退申出書」が提出された場合の保険の保障期間は翌月末までとなります。

脱退申出書は、事前に一般財団法人 公立学校共済組合友の会に脱退をお申し出いただいた方に、郵送にてご自宅に送付いたします。

※「疾病入院特約(2001)」のみの脱退はできません。脱退をする場合は、「友の会ライフ保険(75歳型)」も同時脱退となります。

※「女性疾病給付金」のみの脱退はできません。脱退をする場合は「入院費用給付金」も同時脱退となります。

※「健康づくりサポート」は、「友の会ライフ保険(75歳型)」「入院費用給付金」「元気回復サポート保険」のいずれも脱退(または未加入)の場合、同時脱退となります。

※本人が脱退される場合、配偶者も同時脱退となります。

※本人の保険期間満了と同時に配偶者の保障も終了となります。

●他の共済組合の組合員となった場合

常勤の公務員として再就職され他の共済組合の組合員となり、公立学校共済組合の年金受給者でなくなった場合、保障は終了します。

税法上の取扱い

●保険料 : 「友の会ライフ保険(75歳型)」「疾病入院特約(2001)」「元気回復サポート保険」

・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

「入院費用給付金」「女性疾病給付金」

・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金に対する部分の保険料を除きます。

●死亡保険金 : 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。

※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

●高度障害保険金 : 非課税です。

●解約返戻金 : 解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額 = (解約時受取金 - 総払込保険料 - 50万円) × 1 / 2

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

●特定疾病保険金 : 非課税です。

●7大疾病保険金 : 非課税です。

●かん・上皮内新生物保険金 : 非課税です。

●入院給付金 : 非課税です。

●入院費用給付金(入院支援保険金・入院初期費用保険金) : 非課税です。

●女性疾病給付金(入院保険金・手術保険金) : 非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

解約返戻金

この制度を保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

※入院費用給付金・女性疾病給付金・健康づくりサポートは解約返戻金の対象なりません。

年金払 (元気回復サポート保険のみ)

元気回復サポート保険は一時金払の他に年金払が選択できます。

1. 年金の種類と型 年金支払期間は、支払請求時に2~20年の内から選択いただけます。(定額型確定年金です)

2. 配当金 年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃貸に充当します。

3. 年金受取人 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

4. 年金のお支払い 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

5. 年金払の対象となる 年金受取人への支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

保険金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。

年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

6. 年金払の対象となる 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

(友の会ライフ保険(75歳型)・疾病入院特約(2001)・元気回復サポート保険 共通)

保険会社からのお願い・ご注意

<給付金・保険金のご請求について>

●給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。

●給付金・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

●ご請求があつた場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

責任開始期(加入日)

2022年11月1日

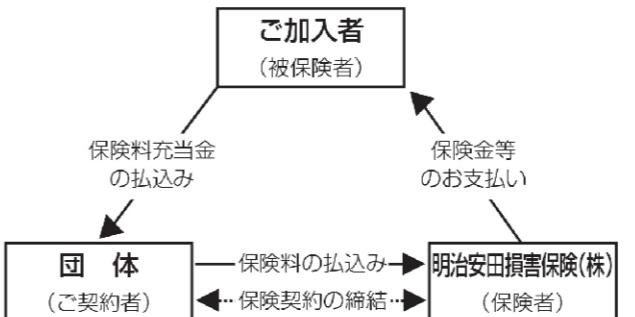
申込締切日

2022年7月1日

損害保険商品について(対象商品:入院費用給付金・女性疾病給付金)

I ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。



【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更
- など

II 告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。

*継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じっていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

III 保険金のご請求について

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

IV 個人情報の取扱いについて

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、そ

の場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。
 (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
 なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。
 ー指定代理請求者の指定に際して留意くださいー
 指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

V 保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。

～入院費用給付金・女性疾病給付金～ 医療保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I 医療保険の 補償内容は次のとおりです。

医療保険は、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金・手術保険金をお支払いする保険です。なお、保険期間満了後の入院・手術についてはお支払いの対象となります。

[女性疾病手術保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

[疾病入院支援保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
疾病的治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額(各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

[傷害入院支援保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額(各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

[疾病入院初期費用保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
疾病的治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額(各保険金について、通算15回を限度とします。)

[傷害入院初期費用保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額(各保険金について、通算15回を限度とします。)

[女性疾病入院保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で入院したとき	1日につき入院保険金日額(1入院365日分限度、通算700日分限度)

[女性疾病手術保険金]

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。

悪性新生物
1.乳房の悪性新生物
2.女性生殖器の悪性新生物
乳房および女性生殖器の疾患
3.乳房の障害
4.女性骨盤臓器の炎症性疾患
5.女性生殖器の非炎症性障害
6.女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症
7.流産に終わった妊娠
8.妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害
9.主として妊娠に関連するその他の母体障害
10.胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題
11.分娩の合併症
12.分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)
13.主として産褥に関連する合併症
14.その他の産科的病態、他には分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物
15.乳房の良性新生物
16.子宮平滑筋腫
17.子宮その他の良性新生物
18.卵巢の良性新生物
19.その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
20.女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
21.乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕の原因となった傷害または疾病
1.瘢痕に対する植皮術
2.瘢痕形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形
3.足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病
4.乳房切除術(生検を除く)

●保険金のお支払い

・入院支援保険金、入院初期費用保険金、入院保険金、手術保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由

に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。

・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象となる場合があります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金、入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。

・保険金受取人は被保険者本人になります。

・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる女性疾病、手術および倍率等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え「お問い合わせ窓口」⇒「よくあるご質問」欄に主なお支払に関するQ&Aが掲載されています。

II 次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の故意または重大な過失

②被保険者の犯罪行為

③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故

⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。)

⑧地震、噴火または津波
⑨戦争その他の変乱
など
ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

入院費用給付金・女性疾病給付金(医療保険)

④ 脱退による返り金

この保険には、脱退による返り金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)
健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。

(2)お申込後にご注意いただきたいこと

被保険者による保険契約の解除請求について
入院費用給付金・女性疾病給付金では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

入院費用給付金・女性疾病給付金 P15

次ページへ

⑤ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022808[ナビダイヤル(有料)]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

MEMO

[個人情報に関する取扱いについて] <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際して留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当定期保険（II型）契約、代理請求特約[Y]付疾病入院特約（2001）付リビング・ニーズ特約付集団月掛扱無配当定期保険（II型）契約に基づき運営します。

この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）契約に基づき運営します。

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剩余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となります。この保険契約は剩余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〔引受会社〕明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第二グループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-3360

（入院費用給付金・女性疾病給付金 共通）

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。

〔引受損害保険会社〕明治安田損害保険株式会社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 TEL : 03-3257-3177

〔取扱代理店〕明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-3360

株式会社若葉共済会 TEL 03-6380-9501

一般財団法人 公立学校共済組合友の会事務局 TEL 03-6272-3755
〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル4階